

虐待の防止のための指針

さわやかホーム

I. 施設における虐待の防止に関する基本的な考え方

介護老人福祉施設さわやかホーム（以下「当施設」という）は、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為であるという認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳・人格の尊重を重視し、権利利益の養護に資することを目的に、高齢者虐待の防止と高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する行為のいずれも行わない。（別表1 参照）

II. 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項

当施設では、虐待発生防止に努める観点から虐待防止委員会を設置し、定期的（年2回以上）に開催する。なお、本委員会の運営責任者は施設長とし、虐待の防止に関する措置を適切に実施するための専任の担当者（以下、担当者）を置く。

- 2 構成メンバーは、施設長、相談員、看護員、介護員、介護支援専門員とする。
- 3 身体拘束適正化委員会や、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があり、加えて当施設に併設して展開する事業と連携して虐待防止検討委員会を開催する場合がある。
- 4 虐待防止検討委員会は、必要な都度担当者が招集する。
- 5 虐待防止検討委員会議題は担当者が定め、次のような内容について協議する。
 - ① 虐待防止委員会その他の施設内の組織に関すること
 - ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること
 - ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
 - ④ 虐待について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ⑤ 虐待が発生した場合、その発生原因等の分析、再発防止策に関すること
 - ⑥ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速、かつ適切に行われるための方法に関すること

III. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的な知識を普及、啓発するものであるとともに、虐待の防止を徹底する。

- 2 具体的には、次のプログラムにより実施する。
 - ① 高齢者虐待法の基本的な考え方の理解
 - ② 高齢者権利擁護事業／成年後見制度の理解
 - ③ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
 - ④ 早期発見、事前確認と報告等の手順
 - ⑤ 発生した場合の改善策
- 3 研修は、年2回以上実施する。また、新規採用時也行う。
- 4 研修内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、保存する。

IV. 虐待又はその疑い（以下、「虐待等」という）が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何に問わず、厳正に対処する。

- 2 また、緊急性の高い事案には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

V. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告する。

- 2 担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう最新の注意を払った上で、虐待等を行った本人に事実関係を行う。また必要に応じ、関係者から事情を確認する。これらの確認の経緯は、時系列で概要を整理する。
- 3 事実確認の結果、虐待等が事実であることが確認された場合には、本人に対応の改善を求め、就業規程等に則り必要な措置を講じる。
- 4 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村窓口等の外部機関に相談する。
- 5 事実関係を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案がなぜ発生したかを検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に通知する。
- 6 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告する。
- 7 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告する。

VI. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

VII. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告する。

- 2 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払う。
- 3 対応の遅れは、上述の「V 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」によるものとする。
- 4 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

VIII. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

Ⅲに定める研修会のほか、各地区社会福祉協議会や老人福祉協議会等により

提供される虐待防止に関する研修会等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の低下させないよう常に研鑽を図る。

附則 この指針は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

(別表1)

区分	具体例
1. 身体的虐待 「高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること」	① 暴力的行為 ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかける。 ・本人に向かって物を投げつける。 ② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を考えず高齢者を乱暴に扱う行為 ・医学的診断や介護サービス計画等がない、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車いすやベッドから移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。 ③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制
2. 介護・世話の放棄、放任 「高齢者を衰弱させるような著しい減食、又は長時間の放棄その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること」	① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 ・入浴しておらず異臭がする、髪・ヒゲ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養状態を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。 ・室内にごみが放置されている、ネズミやゴキブリがいる環境に置かせる。 ② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠り、医学的診断を無視した行為 ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方どおりの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方どおりの治療食を食べさせない。

区分	具体例
	③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行為を制限させる行為 ・ ナースコールを使用させない、手の届かないところに置く。 ・ 必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。 ④ 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置 ・ 他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手段をしていない。 ⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること。
3. 心理的虐待 「高齢者に対する著しい暴言、又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと」	① 威嚇的な発言、態度 ・ 怒鳴る、罵る。 ・ 「ここにいらなくしてやる」「追い出すぞ」などと脅す。 ② 侮辱的な発言、態度 ・ 排泄の失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。 ・ 日常的にからかったり、「死ね」など侮辱的なことを言う。 ・ 排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。 ・ 子供扱いするような呼称で呼ぶ。 ③ 高齢者や家族の存在行為を否定、無視するような発言、態度 ・ 「意味のなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。 ・ 他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。 ・ 話しかけ、ナースコール等を無視する。 ・ 高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う。捨てる。 ・ 高齢者がしたくてもできないことを当てつけのやってみせる（他の利用者にやらせる） ④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 ・ トイレが使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視してオムツを使う。 ・ 自分でできるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。 ⑥ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為 ・ 本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・ 理由もなく住所録を取り上げるなど外部との連絡を遮断する ・ 面会者が訪れても本人の意思や状態を無視して面会させない

区分	具体例
	⑦ その他 ・車いすでの移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。
4. 性的虐待 「高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること」	① 本人との合意がされていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要 ・性器等に接触したり、性的行為、キスを強要する。 ・性的な話を強要する（無理やり聞かせる、話させる）。 ・わいせつな映像や写真をみせる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。他人に見せる。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・人前で排泄させたり、オムツ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしていない。
5. 経済的虐待 「高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること」	① 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・金銭、財産等の着服・窃盗当（高齢者のお金を盗む、無断で使う、流用する、おつりを渡さない）。 ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。